

<p>工事に 係るも の b a以 外のも の (a) 東 部 総 合 事 務 所 及 び 八 頭 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る もの (b) 中 部 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (c) 西 部 総 合 事 務 所 及 び 日 野 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る もの</p>						<p>東部総合事務 所長</p>										
<p>17 同規則第4条第 11項の規定による 工期の短縮の要求 (一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 請負対象 設計金額が2 億円以上の工 事に係るもの (2) 請負対象 設計金額が2 億円未満の工 事に係るもの イ 建築工事 に係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東 部 総 合 事 務 所 及 び 八 頭 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の b 中 部 総 合 事</p>						<p>東部総合事務 所長</p>										<p>中部総合事務 所長</p>

		<p>務所の 所管区 域に係 るもの c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの □ 設備工事 に係るもの (イ) 請負 対象設計 金額が 6,000万円 以上の工 事に係る もの (ロ) 請負 対象設計 金額が 6,000万円 未満の工 事に係る もの a 嘗繰 費に係 る本庁 舎等の 工事に 係るも の b a以 外のも の (a) 東 部 綜 合 事 務 所 及 び 八 頭 綜 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (b) 中 部 綜 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の (c) 西 部 綜 合 事 務 所 及 び 日 野 綜 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p>					<p>西部総合事務 所長</p>										
18	同規則第42条第 21項の規定による 通称必要とされる 工期に満たない工 期への変更の要求 (一) 請負対象設計 金額が5億円						<p>東部総合事務 所長</p>										
							<p>中部総合事務 所長</p>										
							<p>西部総合事務 所長</p>										

	<p>以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所</p>					<p>東部総合事務所 所長</p>											
						<p>中部総合事務所 所長</p>											
						<p>西部総合事務所 所長</p>											
						<p>東部総合事務所 所長</p>											

<p>域に係るもの (b) 中部総合事務所 の所管区域に係るもの (c) 西部総合事務所及び日野総合事務所 の所管区域に係るもの</p>								<p>中部総合事務所 所長</p>																	
<p>19 同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの ロ 設備工事に係るもの</p>								<p>東部総合事務所 所長</p>																	
								<p>中部総合事務所 所長</p>																	
								<p>西部総合事務所 所長</p>																	

	<p>(イ) 請負 対象設計 金額が 6,000万円 以上の工 事に係る もの</p> <p>(ロ) 請負 対象設計 金額が 6,000万円 未満の工 事に係る もの</p> <p>a 営繕 費に係 る本庁 舎等の 工事に 係るも の</p> <p>b a以 外のも の</p> <p>(a) 東 部 総 合 事 務 所 及 び 八 頭 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p> <p>(b) 中 部 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p> <p>(c) 西 部 総 合 事 務 所 及 び 日 野 総 合 事 務 所 の 所 管 区 域 に 係 る も の</p>					<p>東部総合事務 所長</p>										
<p>20 同規則第43条の 規定による請負代 金の額の変更の決 定</p> <p>(一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの</p> <p>(二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの</p>																
<p>21 同規則第45条第 5項の規定による 費用の負担の協議</p> <p>(一) 請負対象設 計金額が5億円 以上の工事に係 るもの</p> <p>(二) 請負対象設 計金額が5億円</p>																

未済の工事に係るもの									
(1) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの									
(2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの									
イ 建築工事に係るもの									
(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの									
(ロ) (イ)以外のもの									
a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの						東部総合事務所長			
b 中部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						中部総合事務所長			
c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの						西部総合事務所長			
ロ 設備工事に係るもの									
(イ) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの									
(ロ) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの									
a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの									
b a以外のもの									
(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所 の所管区域に係るもの						東部総合事務所長			
(b) 中部総合事務所						中部総合事務所長			

<p>1項（同規則第56条第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完成検査の委託（一般競争入札又は指名競争入札の執行に係る事務を除く。）</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 普通費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>ロ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 普通費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p>	<p>東部総合事務所 所長</p>	<p>中部総合事務所 所長</p>	<p>西部総合事務所 所長</p>
--	-----------------------	-----------------------	-----------------------

	<p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>					<p>東部総合事務所 所長</p>											
<p>25 同規則第7条第1項の規定による工事目的物の使用</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 建築工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所</p>						<p>東部総合事務所 所長</p>											
						<p>中部総合事務所 所長</p>											
						<p>西部総合事務所 所長</p>											

	<p>務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>□ 設備工事に係るもの</p> <p>(イ) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(ロ) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>a 普通費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>					<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>										
26	<p>同規則第5条第3項の規定による必要な費用の負担の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 請負対象</p>															

設計金額が2億円以上の工事に係るもの (2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの b a以外のもの (a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (b) 中部総合事務所	東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長 東部総合事務所長 中部総合事務所長
--	--

	<p>所の 所管 区域 に係 るも の (c) 西部 総合 事務 所及 び日 野総 合事 務所 の所 管区 域に 係る もの</p>					<p>西部総合事務 所長</p>										
	<p>27 同規則第58条第 11項の規定による かしの修補及び風 害の賠償の請求 (一) 著しく重大 なかしに係るも の (1) 請負対象 設計金額が5 億円以上の工 事に係るもの (2) 請負対象 設計金額が5 億円未満の工 事に係るもの (二) (一)以外の もの (1) 営繕費に 係る本庁舎等 の工事に係る もの (2) 東部総合 事務所及び八 頭総合事務所 の所管区域に 係るもの (3) 中部総合 事務所の所管 区域に係るも の (4) 西部総合 事務所及び日 野総合事務所 の所管区域に 係るもの</p>					<p>東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務 所長</p>										
	<p>28 同規則第59条第 21項(同規則第56 条第21項において 準用する場合を含 む。)の規定によ る請負代金の支払 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 建築工事 に係るもの イ 営繕費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの ロ イ以外の もの (イ) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に</p>					<p>東部総合事務 所長</p>										

	<p>係るもの (ロ) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの (ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの (2) 設 備工事に 係るもの イ 請負対 象設計金 額が6,000 万円以上 の工事に 係るもの ロ 請負対 象設計金 額が6,000 万円未満 の工事に 係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの b 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの c 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの</p>							<p>中部総合事務 所長 西部総合事務 所長 東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務 所長</p>
29	<p>同規則第30条第 2項の規定による 前金払に係る認定 (一) 営繕費に係 る本庁舎等の工 事に係るもの (二) (一)以外の もの (1) 東部総合 事務所及び八 頭総合事務所 の所管区域に 係るもの (2) 中部総合 事務所所の所管 区域に係るも の (3) 西部総合 事務所及び日 野総合事務所 の所管区域に 係るもの</p>							<p>東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務 所長</p>
30	<p>同規則第31条第 2項の規定による 請負代金の前金払 (一) 請負対象設</p>							

		<p>計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>					<p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p> <p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>										
31	同規則第66条第1項の規定による工事の出来形部分等の確認	(一) 営繕費に係る本庁舎等の工															

		<p>事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (2) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>							<p>東部総合事務所 所長</p>															
32	<p>同規則第66条第4項の規定による請負代金の取付金</p>	<p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p>							<p>東部総合事務所 所長</p>															
									<p>東部総合事務所 所長</p>															

	<p>b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>			<p>中部総合事務 所長</p>	
<p>33 同規則第67条第 1項の規定による 請負代金の代理受 領の承認 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 建築工事 に係るもの イ 営繕費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの ロ イ以外の もの (イ) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの (ロ) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの (ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの (2) 設備工事 に係るもの イ 請負対象 設計金額が 6,000万円以 上の工事に 係るもの ロ 請負対象 設計金額が 6,000万円未 満の工事に 係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの b 中部</p>				<p>西部総合事務 所長</p> <p>東部総合事務 所長</p> <p>中部総合事務 所長</p> <p>西部総合事務 所長</p> <p>東部総合事務 所長</p> <p>中部総合事務</p>	

	総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの				所長 西部総合事務所長	
34 同規則第69条第1項及び第70条第1項の規定による請負契約の解除 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの イ 建築工事に係るもの (イ) 普通費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの ロ 設備工事に係るもの (イ) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの (ロ) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの					東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長	

	<p>a 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>b a以外のもの</p> <p>(a) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(b) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(c) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>								
<p>35 同規則第72条第1項の規定による請負代金の支払</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所</p>									

	<p>管区域に係るもの</p> <p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所 of 所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所 of 所管区域に係るもの</p>					<p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>	
<p>36 同規則第72条第7項の規定による物件の処分等の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所 of 所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所 of 所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部</p>						<p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>	

	<p>総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設け工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>				<p>所長</p> <p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>			
<p>37 同規則第72条の3第1項の規定による追加技術者の配置の要</p>	<p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>				<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>			

	<p>所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの (2) 設備工事 に係るもの イ 請負対象 設計金額が 6,000万円以 上の工事に 係るもの ロ 請負対象 設計金額が 6,000万円未 満の工事に 係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>					<p>東部総合事務 所長</p>									
38	<p>同規則第2条の 5第1項の規定に よる工事現場の施 工体制に係る実態 調査の実施 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 建築工事 に係るもの イ 営繕費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの ロ イ以外の もの (イ) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの (ロ) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの (ハ) 西部 総合事務 所</p>					<p>東部総合事務 所長</p>							<p>中部総合事務 所長</p>		
						<p>西部総合事務 所長</p>									

								所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの (2) 設備工事 に係るもの イ 請負対象 設計金額が 6,000万円以 上の工事に 係るもの ロ 請負対象 設計金額が 6,000万円未 満の工事に 係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及び 八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの c 西部 総合事 務所及び 日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの					東部総合事務 所長 中部総合事務 所長 西部総合事務 所長	
東京 本部	鳥取県宿 舎部野規則 (昭和57年 鳥取県規則 第24号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 東京都に所在す る宿舎に係る事務 (同規則第11条第 1項又は第21項の 規定による宿舎又は 駐車場に係る貸 付料の決定を除 く。)												
関西 本部	鳥取県宿 舎部野規則 に基づく知 事の権限に 属する事務	1 大阪府に所在す る宿舎に係る事務 (同規則第11条第 1項又は第21項の 規定による宿舎又は 駐車場に係る貸 付料の決定を除 く。)												
名古屋 本部	鳥取県宿 舎部野規則 に基づく知 事の権限に 属する事務	1 愛知県に所在す る宿舎に係る事務 (同規則第11条第 1項又は第21項の 規定による宿舎又は 駐車場に係る貸 付料の決定を除 く。)												
統計課	統計法 (平成9年 法律第53 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同法第24条第1 項の規定による統 計調査の実施の届 出												

	二	結核法施行令（平成20年政令第334号）第4条の規定により知事の権限に属するものとされた事務	1	同令別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5に掲げる都道府県知事が行う事務																		
	三	鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第4条の規定による報告の徴取																		
			2	同条例第5条第1項の規定による調査員の任免																		
			3	同条例第5条第2項の規定による調査員への留職監督																		
			4	同条例第6条第1項の規定による立入検査等の実施																		
			5	同条例第8条の規定による県統計調査の結果の公表																		
			6	同条例第9条第1項の規定による二次利用の承認																		
			7	同条例第9条第2項の規定による二次利用に係る公表																		
			8	同条例第10条第1項及び第11条第1項の規定による統計の作成等の承認																		
			9	同条例第10条第2項及び第11条第2項の規定による統計の作成等に係る公表																		
	四	鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第9条の規定による調査票の指定																		
			2	同規則第32条第1項の規定による利用実態報告書の受理																		
			3	同規則第32条第2項の規定による目的外利用の同意																		
			4	同規則第33条の規定による利用実態報告書の公表																		
	協働連携推進課	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証																	総合事務所長	
			2	同法第10条第2項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用される場合を含む。）の規定による認証の申請に係る公告																		総合事務所長
			3	同法第25条第3項の規定による定																		総合事務所長

基づく知事の権限に属する事務	1 1項の規定による調査員の任免								
	3 同条例第5条第2項の規定による調査員への指揮監督								
	4 同条例第6条第1項の規定による立入検査等の実施								
	5 同条例第8条の規定による県統計調査の結果の公表								
	6 同条例第9条第1項の規定による二次利用の承認								
	7 同条例第9条第2項の規定による二次利用に係る公表								
	8 同条例第10条第1項及び第11条第1項の規定による統計の作成等の承認								
	9 同条例第10条第2項及び第11条第2項の規定による統計の作成等に係る公表								
	四 鳥取県統計調査条例施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第9条の規定による調査票の指定							
2 同規則第32条第1項の規定による利用実績報告書の受理									
3 同規則第32条第2項の規定による目的外利用の同意									
4 同規則第33条の規定による利用実績報告書の公表									
男女共同参画推進課	略								
情報政策課	一 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第17条第1項の規定による失効情報等の提供を求める届出の受理							
		2 同法第17条第4項の規定による提供を行うに当たつて合意しておくべき事項についての取決め締結							
		3 同法第29条第1項の規定による認証業務情報の開示請求の受理							
		4 同法第29条第2項の規定による認証業務情報の開示							
男女共同参画推進課	略								

5	同法第30条第2項の規定による期限内に開示をすることができない理由及び開示の期限の通知											
6	同法第31条第1項の規定による調査及び内容の訂正等											
7	同法第31条第2項の規定による訂正等を行った旨の通知											
8	同法第34条第1項の規定による認証事務の委託											
9	同法第34条第6項の規定による発行手数料等の額の承認 (一) 額の変更を伴うもの (二) (一)以外のもの											
10	同法第38条第1項の規定による認証事務を行わせることとした旨の総務大臣への報告及びその旨の公示											
11	同法第38条第2項の規定による指定認証機関の名称等の変更の届出の受理											
12	同法第38条第3項の規定による公示											
13	同法第42条第2項の規定による指定認証機関に対する意見											
14	同法第43条第2項の規定による指定認証機関に対する意見											
15	同法第43条第3項の規定による事業報告書等の受理											
16	同法第46条第2項の規定による指定認証機関に対する措置命令											
17	同法第47条第2項の規定による指定認証事務の実施の状況に関する必要な報告の要求及び指定認証機関の事務所に対する立入検査等											
18	同法第48条第3項の規定による認証事務等の全部又は一部の休止又は廃止の許可についての意見											
19	同法第48条第4項の規定による総務大臣からの通知											

の受理												
	20 同法第49条第3項の規定による総務大臣からの指定の取り消し等を命じた旨の通知の受理											
	21 同法第50条第1項の認証事務を行わせないこととする旨の通知											
	22 同法第50条第2項の規定による総務大臣への報告及び公示											
	23 同法第51条第3項の規定による総務大臣から通知を受けた旨の公示											
	24 同法第56条第2項の規定による署名鑑定者に対する報告の要求											
	25 同法第57条第1項の規定による運用規程の作成及び公表											
	26 同法第57条第2項の規定による市町村長からの意見の徴収											
二 住民基本台帳法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第30条の22第2項の規定による指定情報処理機関に対する指示											
	2 同法第30条の23第2項の規定による指定情報処理機関への報告の要求及び立入検査											
略												
福祉保健課	一 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく知事の権限に属する事務（障がい福祉課、長寿社会課及び子育て支援室の所掌事務に係るものを除く。）	略										
	略											
	四 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第23条第1項の規定による市町村長の行う事務の監査の実施			—							
略												
三十七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第	略	7 同法第27条第2項及び第3項の規定による健康管理手当の支給要件に			—							

略												
福祉保健課	一 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく知事の権限に属する事務（障がい福祉課、長寿社会課及び子育て支援室の所掌事務に係るものを除く。）	略										
	略											
	四 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第23条第1項の規定による市町村長の行う事務の監査の実施			—							
略												
三十七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第	略	7 同法第27条第2項及び第3項の規定による健康管理手当の支給要件に			—							

117号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	該当することの認 定及び疾病が継続 すると認められる 期間の決定											
	略											
	略											
四十 その 他の事務	略											
	6 略											
	7 民生委員及び児 童委員に対する知 事感状の授与											
障がい 福祉 課	一 障害者自 立支援法 (平成17年 法律第123 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務(子ど も発達支 援の所掌事 務に係るも のを除く。)	略										
		略										
	二 障害者自 立支援法 施行令(平成 18年政令第 10号)に基 づく知事の 権限に属す る事務(子 ども発達支 援の所掌事 務に係るも のを除く。)	略										
略												
十一 社会福 祉法に基づ く知事の権 限に属する 事務(障が い福祉課の 所掌事務に 係るものに 限る。)	略											
略												
子ど も発 達支 援課	一 障害者自 立支援法に 基づく知事 の権限に属 する事務 (子ども発 達支援の 所掌事務に 係るものに 限る。)	略										
		略										
	二 障害者自 立支援法 施行令に基 づく知事の 権限に属す る事務(子 ども発達支 援の所掌事 務に係るも のに限る。)	略										
三 児童福祉 法(昭和22 年法律第	略											
117号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	該当することの認 定及び疾病が継続 すると認められる 期間の決定											
	略											
	略											
四十 その 他の事務	略											
	6 略											
障がい 福祉 課	一 障害者自 立支援法 (平成17年 法律第123 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務(子ど も発達支 援の所掌事 務に係るも のを除く。)	略										
		略										
	二 障害者自 立支援法 施行令(平成 18年政令第 10号)に基 づく知事の 権限に属す る事務(子 ども発達支 援の所掌事 務に係るも のを除く。)	略										
略												
十一 社会福 祉法に基づ く知事の権 限に属する 事務(障が い福祉課の 所掌事務に 係るものに 限る。)	略											
略												
子ど も発 達支 援課	一 障害者自 立支援法に 基づく知事 の権限に属 する事務 (子ども発 達支援の 所掌事務に 係るものに 限る。)	略										
		略										
	二 障害者自 立支援法 施行令に基 づく知事の 権限に属す る事務(子 ども発達支 援の所掌事 務に係るも のに限る。)	略										
三 児童福祉 法(昭和22 年法律第	略											

	164号)に 基づく知事 の権限に属 する事務 (子ども養 護支援課の 所掌事務に 係るものに 限る。)											
	四 児童福祉 法施行令 (昭和23年 政令第74 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務(子ども 養護支援課 の所掌事務 に係るもの に限る。)	略										
略												
長 寿 社 会 課	一 老人福祉 法(昭和28 年法律第 133号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 略										
		2 同法第14条の規 定による老人居宅 生活支援事業の開 始の届出の受理										総合事務所長
		3 同法第14条の2 の規定による老人 居宅生活支援事業 の変更の届出の受 理										総合事務所長
		4 同法第14条の3 の規定による老人 居宅生活支援事業 の廃止又は休止の 届出の受理										総合事務所長
		5 同法第15条第2 項の規定による施 設の設置の届出の 受理										総合事務所長
		6 略										
		7 同法第15条の2 第1項の規定によ る施設の変更の届 出の受理										総合事務所長
		8 同法第16条第1 項の規定による施 設の廃止又は休止 の届出の受理										総合事務所長
		9 略										
		10 略										
		11 略										
		12 略										
		13 同法第18条の2 第2項の規定によ る老人居宅生活支 援事業を行う者等 に対する事業の制 限又は禁止の命令										総合事務所長
		14 同法第18条の2 第3項の規定によ る社会福祉審議会 の意見の聴取										総合事務所長
		15 略										

	164号)に 基づく知事 の権限に属 する事務 (子ども養 護支援課の 所掌事務に 係るものに 限る。)											
	四 児童福祉 法施行令 (昭和23年 政令第74 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務(子ども 養護支援課 の所掌事務 に係るもの に限る。)	略										
略												
長 寿 社 会 課	一 老人福祉 法(昭和28 年法律第 133号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 略										
		2 略										
		3 略										
		4 略										
		5 略										
		6 略										
		7 同法第18条の2 第2項の規定によ る老人居宅生活支 援事業を行う者等 に対する事業の制 限又は禁止の命令										
		8 略										